

論点② 訪問看護におけるICT等の活用の推進

論点②

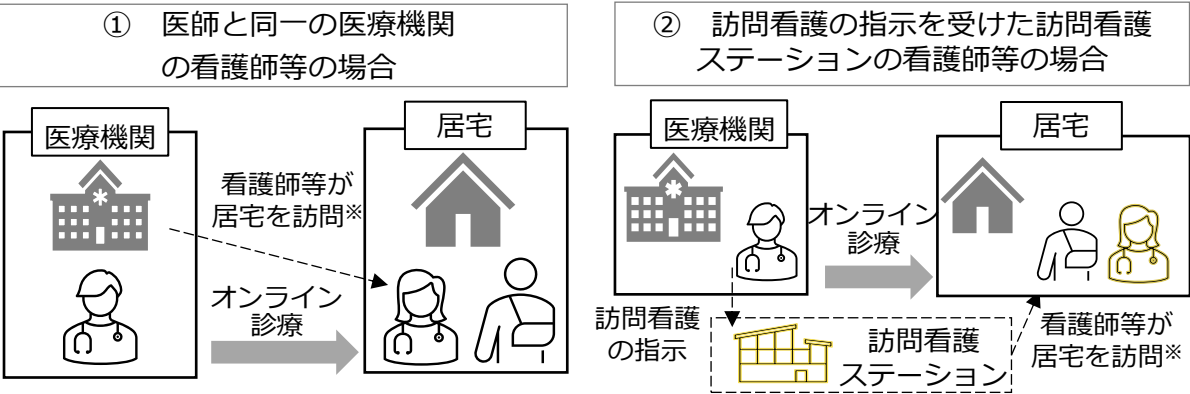
- 訪問看護事業所の看護師等が D to P with N によるオンライン診療の補助については、令和 8 年度診療報酬改定で評価されたが、看護師等の所属や定期的な訪問の有無等による違いがあり、医療保険との整理に留意が必要である。看護師等の所属や定期的な訪問時に行われるか等の看護の提供形態の違いを踏まえて看護師の訪問に係る評価することについて、どのように考えるか。
- 令和 8 年度診療報酬改定において、他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価を新設された。介護現場においても訪問看護事業所と患者情報を共有する医療機関が多く、訪問看護ステーションにおいてもICTを用いた関係機関との平時からの連携体制が普及してきていることを踏まえ、訪問看護におけるICTを用いた医療情報連携の推進することをどのように考えるか。

対応案

- 訪問看護事業所の看護師等が D to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合に評価を新設してはどうか。
- 訪問看護ステーションが地域の医療機関等とICTを用いて情報連携した場合の評価を設けてはどうか。

D to P with N のオンライン診療の評価に係る全体像（イメージ）

	(A) 訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づく定期的な訪問（訪問看護）	(B) 予定された訪問看護がない場合
① 医師と同一の医療機関の看護師等の場合	【医療機関で算定】 - 情報通信機器を用いた診療 訪問看護の費用（在宅患者訪問看護・指導料等）	【医療機関で算定】 - 情報通信機器を用いた診療 訪問看護遠隔診療補助料（在宅患者訪問看護・指導料は算定不可）
② 訪問看護の指示を受けた訪問看護STの看護師等の場合	【医療機関で算定】 - 情報通信機器を用いた診療 【訪看STで算定】 指定訪問看護の費用（訪問看護療養費）	＜医療保険の訪問看護対象者＞ - 情報通信機器を用いた診療 【医療機関で算定】 訪問看護遠隔診療補助料 【訪看STで算定】 ＜医療保険の訪問看護対象者以外の場合＞ - 情報通信機器を用いた診療 【医療機関で算定】 訪問看護遠隔診療補助料 【医療機関で算定 ※合議精算】
検査：看護師等遠隔診療検査実施料（第3節生体検査料、第4節診断穿刺・検体採取料） 第1節検体検査料は別途算定可 注射：看護師等遠隔診療注射実施料 処置：看護師等遠隔診療処置実施料 薬剤料、特定保険医療材料は別途算定可		



(※) 看護師等が患者の居宅を訪問する場合における、訪問看護との関係	
状況	想定される事例
(A) 訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づく定期的な訪問（訪問看護）	✓ 訪問時に緊急に医師の診察が必要であると判断した場合 ✓ 予め訪問看護と医師の診察を同時刻に予定している場合
(B) 予定された訪問看護がない場合	✓ 医師の診察の補助の目的で訪問した場合

令和8年度診療報酬改定（D to P with Nのオンライン診療の評価）を踏まえた対応

各都道府県介護保険主管部（局）
各指定都市介護保険主管部（局）

御中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「訪問看護事業所の看護師等がD to P with Nによるオンライン診療の補助を行った場合の令和8年度診療報酬改定を踏まえた評価に関するQ&A」の送付について（事務連絡）

Vol.1501

令和8年5月8日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先

TEL：03-5253-1111（内線 3962）

FAX：03-3595-4010

○訪問看護事業所の看護師等がD to P with Nによるオンライン診療の補助を行った場合の訪問看護費の請求について

問 令和8年度診療報酬改定において、令和8年6月から訪問看護事業所の看護師等がD to P with Nによるオンライン診療の補助を行った場合の診療報酬請求上の取り扱いが明確化されたが、介護保険で同様にD to P with Nによるオンライン診療の補助を行った場合、どの訪問看護費を算定すればよいか。

（答）

訪問看護指示書の有効期間内の利用者の訪問看護計画書上、予定された訪問看護がない場合のオンライン診療の補助の実施については、次期介護報酬改定までの間、以下の点数を算定すること。ただし、いずれも算定は月1回に限る。

・訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合 （1）所用時間 20 分未満の場合 314 単位

ロ 病院又は診療所の場合 （1）所要時間 20 分未満の場合 266 単位

・介護予防訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合 （1）所用時間 20 分未満の場合 303 単位

ロ 病院又は診療所の場合 （1）所要時間 20 分未満の場合 256 単位

また、連携する保険医療機関からの依頼を受けて訪問看護指示書の交付がない利用者に対して訪問看護計画書に基づいて行う指定訪問看護以外の場面で、在宅で療養を行っている又は緊急に診療を要する患者であって通院が困難なものに対し、保険医療機関の医師が看護師等が同席の下で診療を行う必要があると判断した場合に、患者の同意を得て看護師等が患家を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合には、診療報酬医科点数表の区分番号「C005-1-3」訪問看護遠隔診療補助料を保険医療機関が算定し、合議の上、費用の精算を行うものとする。具体的な要件については、「C005-1-3」訪問看護遠隔診療補助料に関する算定告示や留意事項通知等を事前に確認すること。

なお、訪問看護計画書に基づく計画的な指定訪問看護の実施時に、オンライン診療の補助も行った場合には、計画的な指定訪問看護に係る時間に当該補助に要した時間を合算した時間区分の訪問看護費を算定すること。

D to P with Nによるオンライン診療の補助に係る所要時間

- D to P with N に係る所要時間のうち「医師の診察・診療の補助」自体に要した時間は平均9.7 分で、前後に付随する対応も含めた平均時間の合計は、35.9分であった。
- 訪問看護事業所の看護師等が D to P with N によるオンライン診療の補助を行う場合は、診察前の準備や診察後の対応にも一定の時間を要している実態がある。

■D to P with N に係る所要時間

単位：分

	件数	平均	標準偏差	最大値	最小値	中央値
診察前の情報収集・アセスメント	78	11.2	8.0	40.0	0.0	10
通信環境の設置・確認	75	5.9	7.4	50.0	0.0	5
医師の診察・診療の補助	82	9.7	10.4	77.0	0.0	7
医師の診察後の看護師の療養支援、フォロー	69	9.1	6.7	30.0	0.0	10